

令和7年度

富良野市立樹海学校

危機管理マニュアル

○富良野市教育委員会	39-2320
○富良野消防署	119 23-5119
○富良野警察署	110 22-0110
○富良野協会病院	23-2181
○富良野西病院	23-6600
○東山駐在所	27-2110
○東洋実業	23-1232

目次

I 事前の危機管理 ~予防する~ ...P 2

- | | |
|---------|------|
| 1 点検 | …P 2 |
| 2 避難訓練 | …P 4 |
| 3 教職員研修 | …P 5 |
| 4 安全教育 | …P 5 |

II 個別の危機管理 ~命を守る~ ...P 6

- | | |
|---------------|------|
| 1 危険発生時の対応の基本 | …P 6 |
| 2 危険発生時の対応 | …P 8 |

ア 児童生徒に関する危機事態 …P 8

- | | |
|-----------------------|-------|
| ア-① 授業中の事故・怪我等 | …P 8 |
| ア-② 登下校中の交通事故 | …P 9 |
| ア-③ 宿泊研修・修学旅校中の事故 | …P 11 |
| ア-④ 修学旅行中の交通傷害 | …P 12 |
| ア-⑤ 校内の暴力事件 | …P 13 |
| ア-⑥ 自殺 | …P 14 |
| ア-⑦ 家出 | …P 15 |
| ア-⑧ いじめ | …P 16 |
| ア-⑨ インターネット | …P 17 |
| ア-⑩ 万引き | …P 18 |
| ア-⑪ 校内での盗難 | …P 19 |
| ア-⑫ 児童の心の健康問題 | …P 20 |
| ア-⑬ 児童虐待 | …P 21 |
| ア-⑭ 登下校中の突発的な自然災害への対応 | …P 22 |
| ア-⑮ その他（クマ出没） | …P 24 |

イ 教職員に関する危機事態 …P 25

- | | |
|-----------------|-------|
| イ-① 交通事故・交通法規違反 | …P 25 |
| イ-② わいせつ行為等 | …P 30 |
| イ-③ 体罰 | …P 31 |
| イ-④ 欠勤 | …P 32 |
| イ-⑤ 個人情報流出・取扱 | …P 33 |

ウ 施設管理に関する危機事態 …P 35

- | | |
|--------------------|------------------------|
| ウ-① 不審者の侵入 | …P 35 |
| ウ-② 不審者による声かけ事案 | …P 36 |
| ウ-③ 外部の者による校内での盗難 | …P 38 |
| ウ-④ 外部の者による器物破壊 | …P 39 |
| ウ-⑤ 火災 | …P 40 |
| ウ-⑥ 台風暴風雪 | …P 41 |
| ウ-⑦ 地震 | …P 43 |
| ウ-⑧ 建物老朽化 | …P 44 |
| ウ-⑨ プール使用による事故・怪我 | …P 44 |
| ウ-⑩ 弹道ミサイル | …P 45 |
| ウ-⑪ 施設・設備の爆破（爆破予告） | …P 47 |
| ウ-⑫ 犯罪の予告 | …P 48 |
| 資料 | 安全マップ
富良野市洪水ハザードマップ |

エ 学校保健に関する危機事態 …P 52

- | | |
|------------------------|-------|
| エ-① 感染症の予防 | …P 52 |
| エ-② 感染症の発生 | …P 52 |
| エ-③ 学校給食への異物混入 | …P 52 |
| エ-④ 学校給食による食中毒 | …P 53 |
| エ-⑤ 食物アレルギー | …P 54 |
| エ-⑥ シックハウス症候群 | …P 55 |
| エ-⑦ 心室細動（自動体外式除細動器の使用） | …P 55 |
| エ-⑧ 窒息時の対応 | …P 56 |
| エ-⑨ 熱中症の対応 | …P 57 |

資料 危機管理マニュアル【熱中症】

III 事後の危機管理 ~復旧・復興する~ ...P 68

- | | |
|------------------|-------|
| 1 事後の対応 | …P 68 |
| 2 心のケア | …P 69 |
| 3 調査・検証・報告・再発防止等 | …P 70 |

I 事前の危機管理～予防する～

1 点検

(1) 危険箇所の抽出

以下の3種類の情報を参考にして、事故等の発生可能性が高い箇所を抽出していきます。

- ①教職員、児童生徒等、保護者、地域から提供される情報 ⇒ 「安全マップ」
- ②過去の事故等の発生に関する情報
- ③事故等の発生条件に関する情報 ⇒ ※施設・設備の点検例 ⇒ 「安全点検」

※施設・設備の点検例

防犯の視点	交通安全の視点	防災の視点	校内事故防止の視点
□不審者侵入防止用の設備	□歩道や路側帯の整備状態	□天井材、外壁等の非構造部材の落下防止	□天井材、外壁等の非構造部材の落下防止
□警報装置、監視システム、通報機器等の作動	□車との側方間隔	□書棚・家具等の壁・床への固定	□体育館の床板等の建材・遊具等の劣化
□避難経路の複数確保	□車の走行スピード	□警報装置や情報機器等の作動	□窓・バルコニーの手すりなどの点検
□通学路にある犯罪発生条件 (死角、外灯の有無など)	□右左折車両のある交差点	□避難経路・避難場所	□防火シャッターなどの点検
	□見通しの悪い交差点	□通学路にある災害発生条件 (土砂災害、洪水など)	
	□沿道施設の出入口	□遊具等の劣化	
	□渋滞車両・駐車車両の存在		

(2) 危険箇所の分析

抽出された危険箇所を分析することで、発生し得る事故等を具体化し、問題となる環境条件を特定します。

- ①複数の目による客観的な分析
- ②児童生徒の行動を分析
- ③児童生徒による調査 ⇒ 「ヒヤリハット経験」の情報収集

(3) 危険箇所の管理と組織体制

- ①物理的対策と人による対策
- ②協議会・委員会による組織的な取組の推進
- ③事故等情報の共有 ⇒ 「日本スポーツ振興センター（災害共済給付オンライン請求システム）」から、過去の事例閲覧可能

(4) 具体的な点検例

[転落防止]～2階バルコニー

- 十分安全な手すりとし、その下に足掛かりとなるものは設置しません。
- 手すりから身を乗り出せば転落する危険があることを指導します。
- 児童生徒だけでバルコニーへ出ることは、緊急時以外禁止とします。

[遊具]

〔日頃からの管理〕

- ① 点検は定期的・継続的・組織的に行ってていますか。（毎日・毎週・毎月・毎年）
- ② 遊具の使用方法、危険箇所を発見したときの対処方法、事故が起きた場合の対応はマニュアル化され、かつ共通理解が図られていますか。

〔設計・製造・設置段階〕

- ③ 遊具の設置面が固かったり、周囲に他の施設等はありませんか。
- ④ 他の遊具との間隔は十分ですか。見通しの良い場になっていますか。
- ⑤ 遊具に引っかかりや絡まりを起こす部分はありませんか。
- ⑥ 遊具に身体の一部が挟み込みを起こす部分はありませんか。
- ⑦ 落下防止柵、境界柵はありますか。

〔維持管理段階〕

- ⑧ ぐらつきや腐食（錆）、腐朽はありませんか。
- ⑨ 極端なすり減り（磨耗）や部材の欠損はありませんか。
- ⑩ 遊具の周りに危険なものはありませんか。（石、ガラス、木の根、地面の凸凹等）

2 避難訓練

(1) 目的を明確にした避難訓練

①避難の目的と危険等の認識

- ・どのような危険等があるのか、何から避難するのか。
- ・それぞれの危険等に対して、どのような避難行動をとればよいか。
- ・どの時期で避難行動をとることが望ましいか。

②危険等発生時の避難計画 ⇒ 「富良野市 ハザードマップ」

<http://www.city.furano.hokkaido.jp/bunya/bousaikeikaku/>
「避難場所」・「避難経路」

③避難訓練の留意点

- ・火災を想定した訓練のみに偏らないようにする。
- ・実施の時期や回数は、法の規定及び児童生徒等の実態、地域の実情に基づいて年間を通して季節やほかの安全に関する指導との関連などを考慮して適切に設定する。
- ・訓練は、授業中だけを想定せず、休憩時間中等、児童生徒等が分散している場合や、放送設備が使用できない場合なども想定するとともに、遠足（旅行）や集団宿泊訓練等の際の宿舎や乗り物の事故発生時の避難の仕方についても配慮する。また、事故等の発生時間や場所に変化をもたせ、安全に対処できるようにする。
- ・訓練が、形式的、表面的にならないように、実践的な方法になるよう工夫する。
- ・けが等により自力で避難ができない児童生徒等がいる場合も想定し、避難方法や経路などを検証する。（例えば、車椅子が通れる経路の確保など。）

(2) 地域の関係機関等と連携した訓練

学校だけで実施するのではなく、各地域の警察署・各地域の消防署等と連携し、訓練の充実を図ったり、専門家の評価により、訓練の検証、危機管理マニュアルの点検、改善につなげたりすることが大切です。
⇒ 富良野警察署・東山駐在所・富良野消防署

なお、事故等発生時に児童生徒等だけで登下校が難しい場合には、児童生徒等の登下校の安全確保を図るため、保護者の引率による集団登下校や保護者への引渡しを行なうことが考えられます。

⇒一斉下校指導

3 教職員研修

(1) 学校安全の中核となる教員の養成と研修体制

国で実施している「学校安全指導者養成研修」や、各地域において地域の実情を踏まえた内容や方法で実施する研修で、提供される最新の情報を十分に伝達・活用し、すべての教職員が、学校管理下における児童生徒等の安全に万全を期すという強い意識を持つとともに、児童生徒等の健康と安全を守る上で必要なことや、児童生徒等に対する指導内容・方法等に係る基本的な知識・技能を身に付けておかなければなりません。

(2) 最新の情報を取り入れた校内研修の充実 ⇒ 実技研修

[研修内容の例]

- ・危機管理マニュアルに基づく防災・防犯等の避難訓練
- ・事故等発生時の対応訓練（被害児童生徒等及び保護者への対応を含む）
- ・AEDを含む心肺蘇生法などの応急手当に関すること
- ・エピペン®の使用方法を含むアレルギーへの対応に関すること
- ・校内の事故統計や事事故例、日本スポーツ振興センターの情報等を活用した安全な環境の整備に関すること
- ・児童生徒等に対する安全教育に関すること（身に付けさせる安全に関する資質・能力、安全教育の教育課程への位置付け、教科等における指導内容や教材等に関する共通理解等）
- ・児童生徒等の心のケアに関すること 等

4 安全教育

(1) 危険予測・危険回避能力の育成

登下校中や休日など児童生徒等しかいない場合に危険等に遭遇する場合もあります。その際、児童生徒等自身が、どんな危険が潜んでいるか気付き、その危険がどんな事故等を招くのかを予想し、その事故等を避けるためにどのように対応をするかなど、危険を予測し、自ら回避することが必要です。安全教育では、いかなる状況下でも児童生徒等が自ら考えて判断できる能力を育てていかなければなりません。

[安全に関する教材例] 小学校用DVD『安全に通学しよう～自分で身を守る、みんなで守る～』文部科学省

- ①『こんなとき、どうしますか？』（防犯）
- ②『どんな危ないことがありますか？』（交通安全）

(2) 教育活動全体を通じた安全教育

各教科や総合的な学習の時間、特別活動等において年間を通じて指導すべき内容を整理して、学校安全計画に位置付けることにより、系統的・体系的な安全教育を計画的に実施します。

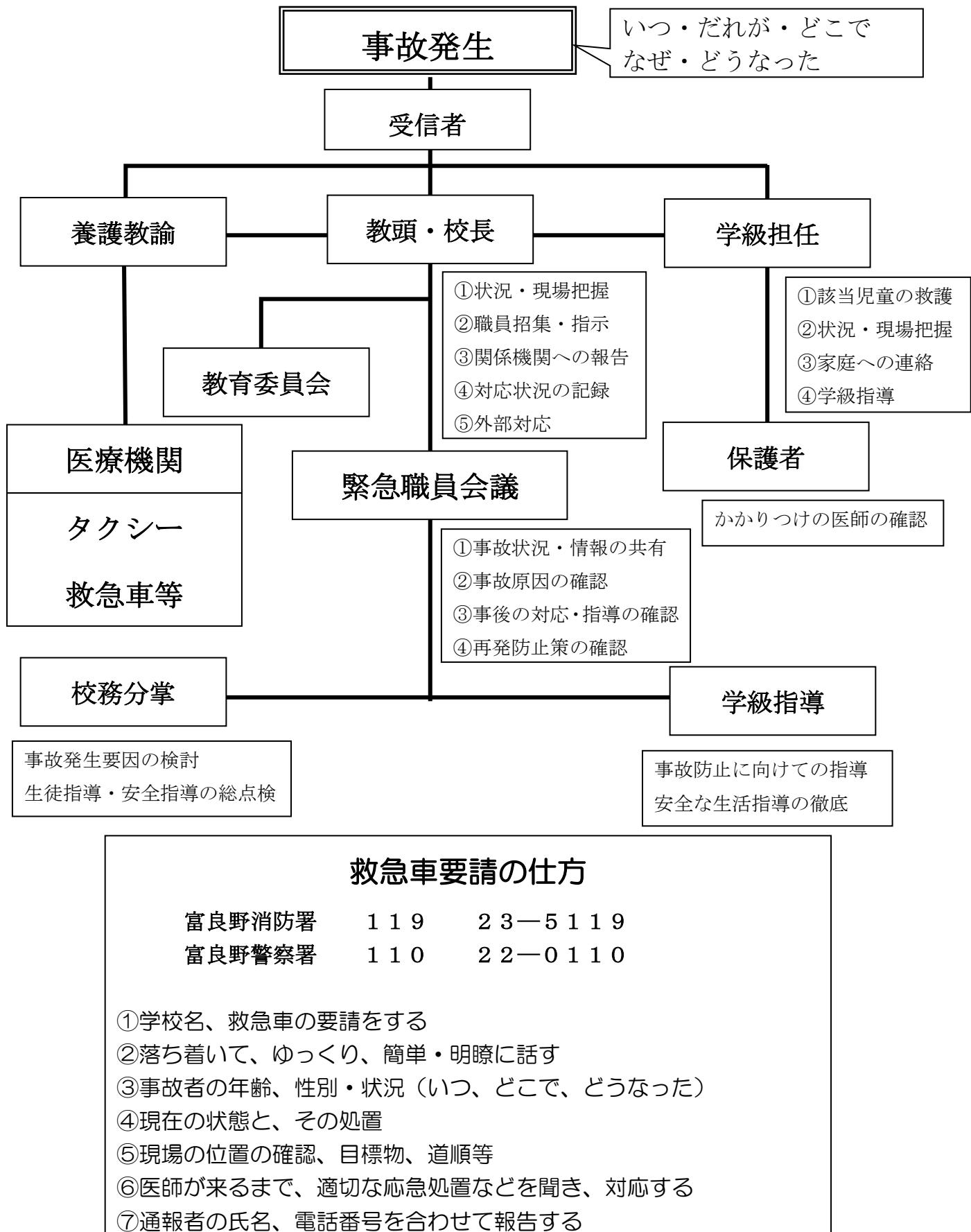
(3) 地域の人材・資源の活用

児童生徒等に対する安全教育を実施する上で、学校の資源には限りがあることから、学校の中だけに留まらず、より効果的な実践を図るために人的資源、教材や学習の場などを、家庭や地域社会に積極的に求めていく必要があります。その内容や方法は、学校や地域の実態に応じて選択、工夫することが大切です。

II 個別の危機管理 ~命を守る~

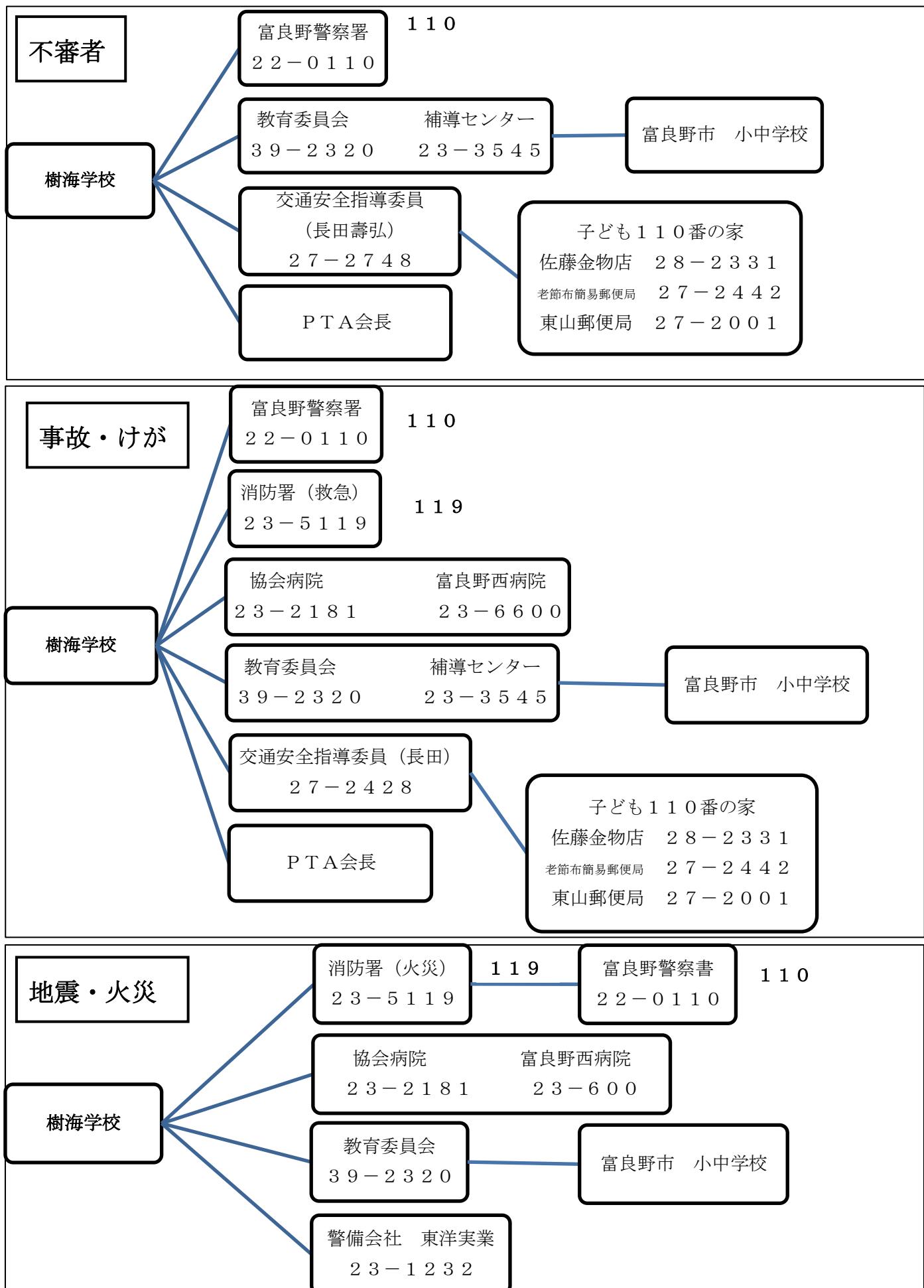
1 緊急発生時の対応の基本

◎事故発生時の対応の基本



緊急時連絡網

富良野市立樹海学校 令和6年度



2 緊急発生時の対応

ア 児童生徒に関する危機事態

アー① 授業中の事故・怪我等

<p>○事中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員室に通報 ・状況の判断 ・家庭への連絡 ・付き添い 	<pre> graph TD A[事故発生] --> B[教頭/職員室] B --> C[救急車手配] C --> D[病院へ搬送] D --> E[関係機関へ] E --> F[職員会議] F --- G((必要に応じて)) </pre>	<ul style="list-style-type: none"> ・応急処置（止血、ショック防止、安静、人工呼吸、声かけ、AEDなど） ・職員室へ至急連絡 ・状況判断（ケガや病気の拡大防止、連鎖事故はないか） ・他の児童生徒への配慮（動搖を防ぐ） ・対策本部は職員室（窓口の一本化：教頭→指示、対外的な連絡など） ・119番通報（ケガ・病気の状況報告） ・保護者に連絡（対策本部から状況の報告、その他） ・養護教諭か担任が添乗。（自家用車の使用は極力避ける） ・校長は救急車とは別に病院へ。 ・学校医への連絡。（PTA会長への連絡。） <table border="1" data-bbox="794 831 1397 1145"> <tbody> <tr> <td>富良野市教育委員会</td> <td>TEL 39-2320</td> </tr> <tr> <td>富良野消防署</td> <td>TEL 23-5119</td> </tr> <tr> <td>富良野警察署</td> <td>TEL 22-0110</td> </tr> <tr> <td>東山駐在所</td> <td>TEL 27-2110</td> </tr> <tr> <td>富良野協会病院</td> <td>TEL 23-2181</td> </tr> <tr> <td>ふらの西病院</td> <td>TEL 23-6600</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><学校医></td> </tr> <tr> <td>かとう整形外科クリニック</td> <td>TEL 22-3795</td> </tr> </tbody> </table>	富良野市教育委員会	TEL 39-2320	富良野消防署	TEL 23-5119	富良野警察署	TEL 22-0110	東山駐在所	TEL 27-2110	富良野協会病院	TEL 23-2181	ふらの西病院	TEL 23-6600	<学校医>		かとう整形外科クリニック	TEL 22-3795
富良野市教育委員会	TEL 39-2320																	
富良野消防署	TEL 23-5119																	
富良野警察署	TEL 22-0110																	
東山駐在所	TEL 27-2110																	
富良野協会病院	TEL 23-2181																	
ふらの西病院	TEL 23-6600																	
<学校医>																		
かとう整形外科クリニック	TEL 22-3795																	
<p>○事後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見舞い ・窓口の一本化 		<ol style="list-style-type: none"> 1 一般児童生徒への指示（動搖を防ぐ） 2 ケガの程度や内容により、警察への通報 3 原因や状況の確認（目撃者、当事者からの聴取と事実確認） 4 保護者への「誠実な対応」（直ちに電話と、家庭訪問） 5 事故報告書の提出 6 学校の対外的なコメントの窓口は校長（教頭）に一本化 7 再発防止に向けた職員会議（対策委員会） 8 日本スポーツ振興センターへの手続き 																
<p>○予防</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常の安全指導 ・定期安全点検 		<ol style="list-style-type: none"> 1 樹海学校「あんぜんのしおり」（児童生徒向け学校安全マニュアル） 2 場に応じた指導（教職員の共通理解） 3 長期休業中の指導（教職員の共通理解） 4 安全点検実施 																
<p>○その他</p>		<p>※授業中の事故は、担任の安全管理義務が問題になる場合がある</p> <ol style="list-style-type: none"> ①事前の注意義務（危険の予知や子どもの善悪の判断能力など） ②授業中の指導監督上の義務（立会い、監督、個別の指導や注意など） ③事故が起きた場合の緊急措置・連絡などの事後対応の義務（適切な対応） 																

アー② 登下校中の交通事故

○事中	1 児童生徒の氏名、負傷状況、搬送先を確認し、速やかに管理職に報告する。 2 事故現場からの通報を受けた場合は、児童生徒名簿を持って事故現場に向かい当該児童生徒の氏名等の確認を行う。 3 救急車が到着していない場合は応急手当を行う。 4 他の児童生徒への配慮 5 救急車には養護教諭か担任が添乗（自家用車の使用は極力避ける） 6 校長、連絡要員は救急車と別に病院へ 7 警察の担当者から事故の発生状況について情報収集を行う。
○家庭への連絡	1 通報に基づき、当該児童生徒の保護者に事故の発生、負傷状況、搬送先を正確に連絡する。
○連絡事項	1 学校医への連絡 2 P T A会長へ連絡 3 教育委員会へ報告
○事後	1 事故の概要について、速やかに市町村教育委員会へ報告する。 2 一般児童生徒への指示（動搖を防ぐ）を的確にする。 3 ケガの程度や内容により警察への通報 4 保護者への誠実な対応（直ちに電話と見舞い） 5 事故報告書の提出 6 原因や状況の確認（目撃者、当事者からの聴取と事実確認） 7 報道等の窓口は校長（教頭）に一本化 8 再発防止に向けた職員会議（対策委員会）
○他の児童生徒への対応	1 事故を目撃した児童生徒や事故の発生によりショックを受けている児童生徒がいる場合は、スクールカウンセラー等の専門家と連携を図りながら心のケアを行う。 2 全校児童生徒に対し、事故の概要を説明するとともに、安全な登下校について指導するなど、安全教育の充実を図る。 3 他の保護者に対して、事故の発生及び今後の対応について周知する。
○予防 ・日常の安全指導	1 樹海学校「あんぜんのしおり」（児童生徒向け学校安全マニュアル） 2 場に応じた指導（教職員の共通理解） 3 長期休業中の指導（教職員の共通理解） 4 交通安全教室の実施

◇ 自転車の安全点検と正しい乗り方

○道路交通法	1 自転車は車道通行が原則。歩道通行は例外で、歩道通行する場合は歩行者優先で自転車は車道寄りを徐行する。 2 車道の右側通行は禁止。歩行者の通行を妨げる場合を除き路側帯を通行することはできるが、この場合も道路の左側を通行する。 3 自転車の並進は禁止。 4 自転車の二人乗りは禁止。 5 携帯電話を使用しながら走行することは禁止。また、イヤホンやヘッドホンを聞きながら走行することも禁止。 6 傘差し運転は禁止。 7 夜間や暗い場所での無灯火運転は禁止。 8 故障したままの整備不良車の運転は禁止。 9 ヘルメットは必ず着用すること。
--------	---

○ブレーキ操作	<ol style="list-style-type: none"> 1 ブレーキをかけるときは、必ず前後ブレーキを併用し、後ブレーキを先にかけてから前ブレーキをかける。前ブレーキまたは後ろブレーキだけを強くかけると、前輪または後輪がロックして操縦困難になり、車体後部が持ち上がって転倒するおそれがある。 2 いつでもブレーキレバーを握るように注意して乗車する。 3 急ブレーキはかけないよう、常に前方に注意しスピードを控えめに乗車する。 4 カーブを曲がるときは、手前でスピードを落とし、カーブを曲がっているときは、ペダリングをやめる。カーブでは車体が傾きペダルが路面に当たる場合があり危険。 5 雨天時は制動距離が長くなるため、前後ブレーキを併用しゆっくり走行する。雨などでブレーキが濡れた場合は、乾燥させた後乗車する。雨が上がってもブレーキが濡れているとブレーキの効きが悪くなる。特に、大雨に当たった場合やブレーキが水に浸かった場合は必ずブレーキの効きを確認し、異常があれば使用を中止する。 6 坂道では、前後ブレーキを併用し安全な速度で走行する。長い下り坂を前後どちらかのブレーキだけを使って走行すると、ブレーキの効きが大幅に低下し危険。 7 雨天時の坂道走行では、タイヤのスリップやブレーキの効きが悪くなり、転倒や衝突事故を起こす危険性が高まる。前後ブレーキを併用し速度を落として走行することが大切。特に雨や風で視界が悪いときは、自転車から降りて押して歩く。
○車輪操作	<ol style="list-style-type: none"> 1 巻き込みやすい物を近くに置いたり差したりしないよう注意する。長いスカートやコートで運転することや、傘を車体に差し込んで走行しないこと。また、ハンドルに荷物などを提げたまま走行しないよう注意する。
○安全点検 ・ブレーキ ・車輪 ・ペダル ・ハンドル ・サドル	<ol style="list-style-type: none"> 1 ブレーキレバーを握って、ブレーキが確実に効くことを確認する。 2 ブレーキワイヤーが伸びたり、サビたり切れていないか確認する。 3 音鳴りがし、ブレーキの効きすぎも転倒や衝突の危険性が高まる。 4 前・後輪の固定は十分か確認する。自転車を持ち上げて車輪を回し、スマーズに回転することを確認する。 5 タイヤにキズや摩耗が無いか、空気圧は十分か確認する。 6 ペダルは上下左右に力を加え、歪みが無いことを確認する。 7 ハンドルは前輪を足で固定し、力を入れてハンドルを動かしても回らないことを確認する。 8 サドルは前後を持って力を入れても回らないことを確認する。

※乗る前の日常点検を確実に実施し、異常があれば使用を中止し、販売店で修理すること。

アー③ 宿泊研修・修学旅校中の事故

1 発生時の対応ポイント	
○状況の把握	<p>1 引率していた教職員は、児童生徒の意識の有無などの状況を迅速に把握し、救急車到着まで応急手当等を行うとともに、速やかに引率責任者（校長等）に報告する。</p> <p>2 救急車が負傷者を病院に搬送する場合は、教職員も同行し、負傷者の搬送先や状況等、収集した情報は逐次、引率責任者に伝わるような連絡体制をとる。</p> <p>3 情報は正確に把握し、時系列により記録するとともに学校に対して事故の発生状況等について連絡する。</p>
○他の児童生徒への対応	<p>1 引率している教職員は、事故を目撃し精神的に動搖している他の児童生徒に声をかけるなどして、不安を取り除くことに努める。</p> <p>2 他の児童生徒を宿舎に戻し 事故の状況や今後の対応等について説明するともに、児童生徒の動搖を抑えることに努める。</p>
○保護者への対応	<p>1 児童生徒 A の保護者に事故の発生、負傷の状況、搬送先等を正確に連絡する。</p> <p>2 学校に残っている管理職（教頭等）又は当該学年団の教職員等は速やかに児童生徒 A 宅を訪問し、保護者に改めて事故の状況や経緯を説明し、誠意を持って対応する。現地への移動手段の確保。</p> <p>3 見学旅行中の他の児童生徒の保護者に事故の概要と見学旅行中の今後の対応について、学級連絡網等で知らせる。</p>
○関係機関との連携	<p>1 病院の担当医師からケガや容体の状況把握を行う。</p> <p>2 引率している教職員は、状況に応じて事故が発生したことを通報する。また、事故の発生状況等について情報収集を行う。</p> <p>3 日本スポーツ振興センターへ災害共済給付の手続きを行う。</p>
○教育委員会（教育局）への報告	1 事故の概要について、速やかに富良野市教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。
○報道等への対応	1 混乱を避けるため、報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。
○その他	<p>1 緊急の職員会議を開催し、事故の状況及び当面の対応等について確認するとともに、教職員や保護者の現地への派遣の必要性等について協議する。旅行業者が介在している場合は、業者とも連携する。（保険等）</p> <p>2 必要に応じて、PTA役員会を開催するなど、保護者の不安や動搖を抑えることに努める。</p> <p>3 引率責任者は、教職員から事故のその後の状況等を確認しながら、旅行日程の変更等について検討する。</p>
2 今後の対応策(未然防止策)のポイント	
○原因の究明・再発防止策の検討	1 事故にかかわる情報を整理、記録し、事故の原因や問題点を調査・究明するとともに、再発防止策を検討する。また、その内容を富良野市教育委員会に報告する。
○他の児童生徒等への対応	<p>1 事故を目撃した児童生徒や事故の発生によりショックを受けている児童生徒がいる場合は、スクールカウンセラー等の専門家と連携を図りながら心のケアを行う。</p> <p>2 全校児童生徒に対し、事故の概要を説明するとともに、学校行事や部活動等に関する安全確保の方法等について指導するなど、安全教育の充実を図る。</p> <p>3 他の保護者に対しては、遺族の意向を十分考慮した上で、事故の発生及び今後の対応について周知するとともに、対応についての理解と協力を求める。</p>
○未然防止策	<p>1 見学旅行中に想定される危険・事故等について、全教職員で再度確認を行うとともに、児童生徒に対する事前指導を十分に行う。</p> <p>2 事故の教訓を生かして、全ての教育活動を通して安全指導の徹底を図る。</p>

アー④ 修学旅行中の交通傷害

1 発生時の対応ポイント	1 修学旅行団の引率責任者（校長等）は、旅行取扱い業者から正確な情報の収集を行い、児童生徒の安全確保と当面の対応を引率教職員に指示する。 2 学校（管理職）に状況を連絡し、その後も状況の変化に応じ適宜連絡する。 3 引率教職員は、児童生徒の人員点呼・掌握を行うとともに、状況を説明し、児童生徒を落ち着かせる。 4 引率責任者を中心に、気象情報や運行再開の見通し等を確かめるとともに、状況に応じ、旅行取扱い業者との連携により代替輸送の列車や宿泊場所、食事等を確保する。 5 児童生徒に対し、日程変更に伴う行動について、周知を図る。
○状況の把握・対応	1 修学旅行団との連絡を行う窓口を学校に残った管理職に一本化するとともに、保護者に対して、状況や今後の対応等について説明する。 2 対応等が決まり次第、帰路の交通手段や到着時刻、解散場所などについて保護者に連絡する。 3 修学旅行団帰善後、保護者説明会等の実施や文書を配布するなどして、事故の概要等について説明し、理解を求める。 4 必要に応じて、追加の交通費や宿泊費等について説明を行う。
○保護者への対応	1 旅行取扱い業者と協力しながら関係機関から正確な情報を収集する。
○関係機関との連携	1 状況を速やかに富良野市教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。
○教育委員会（教育局）への報告	1 混乱を避けるため、報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。
2 今後の対応策(未然防止策)のポイント	1 無理のない、綿密な計画を立てるとともに、詳しく事前の調査を行う。 2 修学旅行中に想定される危険箇所・事故等について、引率教職員で確認を行う。 3 児童生徒に対して、修学旅行の行程を説明するとともに、事故防止についての指導を行う。また、日頃から事故や災害発生時の対応について指導するなど、安全意識を高めておく。 4 修学旅行等における緊急事態発生時の教職員の体制を確認するとともに、引率教職員の役割を明確にする。 5 保護者等からの問合せの殺到などにより、学校の電話が使用できなくなつた場合を想定し、携帯電話や電子メール等の非常用の通信手段を確保しておく。 6 気象情報や交通情報の収集方法を確認するとともに、事前に最寄の駅や関係機関等と十分連携をとり、事故発生時に迅速に情報を得られるようにしておく。
○未然防止策	

アー⑤ 校内の暴力事件

1 発生時の対応ポイント	
○状況の把握	<p>1 児童生徒Bの応急手当を最優先に対応するとともに、速やかに管理職に報告する。</p> <p>2 保護者への連絡、警察や消防等の関係機関との連携した迅速な対応が必要となることから、事態の緊急性や軽重を総合的に判断して、複数の教職員で分担し対応する。</p> <p>3 単独で現場に向かう場合は、直ちに他の教職員に協力を依頼し、状況に応じて救急車の要請などを行う。</p> <p>4 一方で、児童生徒Bを捜し、見付かった場合は、児童生徒の動揺を鎮めながら事情を聞き、暴力行為に至った経緯や暴力行為の状況について可能な限り情報を集め、正確な事実関係を早急に把握する。</p>
○保護者への対応	<p>1 児童生徒Cの保護者に、事故の発生、負傷の状況、搬送先等を正確に連絡する。</p> <p>2 児童生徒Bの保護者に、把握した事実及び児童生徒の保護が必要なことを説明し、今後の対応等について協力を依頼する。</p>
○他の児童生徒への対応	<p>1 当該児童生徒の心のケアを行うとともに、プライバシーに配慮しつつ、他の児童生徒に事故の説明を行い、憶測による噂が広がらないように努める。</p>
○関係機関との連携	<p>1 負傷の状況により救急車を要請する。救急車の到着後、教職員が同乗して救急隊員に状況を説明する。</p> <p>2 事態の推移等によっては通報し、具体的な要請の目的、内容を伝える。</p> <p>3 状況を判断し、学校だけでは解決が困難な状況で専門家との連携が必要な場合には、サポートチームを編成するなどして早期解決に努める。</p>
○教育委員会（教育局）への報告	<p>1 事故の概要について、速やかに富良野市教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。</p>
○報道等への対応	<p>1 混乱を避けるため、報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。</p>
2 今後の対応策(未然防止策) のポイント	
○未然防止策	<p>1 授業や休憩時間等における児童生徒の日頃の行動や友人関係を教職員間で情報共有し、必要に応じて面談などを行う。</p> <p>2 自分の気持ちや考えを適切に相手に伝え、生活上の諸問題を話し合いで解決する力の育成を図るとともに、互いに尊重し合う望ましい人間関係を構築するための指導を推進する。</p> <p>3 自分のことや友人のことで心配なことがあれば、いつでも相談にのることを日頃から折に触れ児童生徒に伝える。</p> <p>4 学級活動や児童生徒会活動における体験学習やボランティア活動などの取組を通じて、仲間づくりや集団活動を推進し、基本的なルールやモラルを身に付けさせるなど、規範意識や社会性の育成を図る。</p>
○他の児童生徒等への対応	<p>1 児童生徒が安心して学べる環境を確保するために、学校の秩序を乱し、他の児童生徒の学習を妨げる暴力行為に対しては、必要な措置を講じるよう全教職員が毅然とした姿勢で、解決に向け粘り強く指導に当たる。</p> <p>2 保護者が見付けた小さなサインを学校と共有し、学校との協力体制を構築する。</p>

アー⑥ 自殺～自殺をほのめかす電話

1 発生時の対応ポイント	1 管理職に速やかに報告し、全教職員による緊急の会議を招集し、対応に向けて役割分担を行う。
○状況の把握	2 生活アンケートや個人面談記録等を参考にして、自殺の危険性が高いと考えられる児童生徒についての情報収集等を行う。 3 職員の連絡体制、外部（警察や報道機関等）との窓口の一本化など、対応策を確認する。
○児童生徒の安否確認	1 学級担任から各学級の全児童生徒の安否を確認する。 2 自殺の危険性が高いと考えられる児童生徒への家庭訪問を行う。
○関係機関との連携	1 状況に応じて警察等の関係機関に連絡し、情報収集に努める。
○教育委員会（教育局）への報告	1 事故の状況について時系列（メモ）により速やかに富良野市教育委員会・上川教育局へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。
○自殺予告をした児童生徒への指導	<p><u>※特定された場合</u></p> <p>1 当該児童生徒の気持ちを傾聴し、保護者と連携を図りながら自殺防止の対策を確認する。 2 スクールカウンセラーや学校医等の専門家との面談を行う。 3 スクールカウンセラーが配置されていない学校は、富良野市教育委員会（教育局）に派遣を依頼する。 4 軽い気持ちで電話をした場合には、行為の重大さに気付かせながら、当該児童生徒の気持ちを受け止める。 5 当該児童生徒の心身の状態や人権、プライバシーに十分配慮して、今後の対応を検討する。</p> <p><u>※特定されない場合</u></p> <p>1 日常的に言動等が気になる児童生徒について、個別相談を通して悩み等を聞く機会を設定する。 2 全教職員が児童生徒を守り通す態度を示すとともに、学級活動等で「命の大切さ」「悩みをひとりで抱え込まないこと」などについて指導する。 3 児童生徒に「命の大切さ」について考えさせる場面を設けたり、児童生徒会において主体的に「緊急アピール」を作成したりする取組を進める。 4 学校・学級通信等を通じて、児童生徒を見守る体制づくりが進むよう、家庭の協力を要請する。</p>
○報道等への対応	1 混乱を避けるため、報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。 2 富良野市教育委員会・上川教育局と連携を図り、報道や取材の自粛等を要請する。
2 今後の対応策(未然防止策)のポイント	1 日常の学校生活全体を通して、児童生徒一人一人の表情や言動の変化に目を向け、小さなサインを見逃さないように心がける一方で、万一の場合に備え、危機対応チームを組織しておく。
○児童生徒理解の充実	
○教育相談の充実	1 一部の教員で抱え込むことなく、定期的・組織的な教育相談や、個別や集団によるチャンス相談を積極的かつ継続的に行うことができるような校内体制を確立する。
○保護者との連携	1 児童生徒の様子で気になることがあれば、保護者や地域住民から学校にすぐに情報が得られるような協力体制を確立する。
○相談機関等との連携	1 地域の相談電話等に相談が入る場合もあるので、各相談機関が自殺予告の電話を受けて際の学校の連絡等について、あらかじめ確認しておく。

アー⑦ 家出

1 発生時の対応ポイント ○状況の把握	1 担任は、速やかに管理職に報告し、管理職は、関係教職員を招集し、情報収集や以後の対応について確認する。
	2 児童生徒Aの学校生活の状況について、関係教職員や友人から情報を収集する。特に、いじめや反人間のトラブルの有無等、事故発生直前の様子について、生活アンケートや個人面談の記録等により詳細を把握する。 3 児童生徒Aと交流の深い友人からの情報の把握に努め、携帯電話等で連絡があった場合は、速やかに学校に連絡するよう依頼するとともに、当該児童生徒のプライバシーに配慮し事実の無用な口外を避けるよう指導する。
○保護者との連携	1 犯罪に巻き込まれたり、自殺したりするおそれがある場合を想定し、保護者に捜索願の提出を勧める。
	2 当該児童生徒の金品の所持や書替え等の持ち出し、家出時の服装や交友関係等の情報、家出直前の様子、過去に家出歴があれば、その時の状況について確認し、警察に情報提供するよう勧める。 3 書き置き等がない場合は、当該児童生徒の机の中やパソコンの記録などを確認するよう依頼する。
○関係機関との連携	1 発達の段階や事件性などを考慮して、警察へ相談し、情報を共有して捜索を行う。必要に応じて、立ち寄りが予想される施設等の管理者にも情報提供し協力を依頼する。
	2 捜索は可能な限り複数で行い、状況を定期的に管理職に報告する。
○教育委員会（教育局）への報告	1 事故の概要について、速やかに富良野市教育委員会・上川教育局へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。
	2 報道等への対応
2 今後の対応策(未然防止策)のポイント ○再発防止策	1 混乱を避けるため、報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。 2 収集した情報を関係機関や報道機関等の外部に提供する場合は、保護者と連携し、当該児童生徒の人権やプライバシーに十分配慮する。
	1 家出の原因や背景は複雑であり、特定しにくい場合があることから、家出したことを一方的に責めるのではなく、家出はいけないということはしっかりと指導しつつ、児童生徒の置かれていた心理的な状況などについても理解に努め、保護者と連携し、当該児童生徒の心のケアに当たり立ち直りを支援する。 2 他の児童生徒が家出にかかわっていたり、性的被害等、犯罪（被害）とのかかわりがある場合には、警察等の関係機関と連携を図りながら指導する。 3 家出を繰り返しているような児童生徒に対しては、スクールカウンセラー や関係機関の助言を得て指導する。
○未然防止策	1 児童生徒一人一人の個性を尊重し、日常的に児童生徒との信頼関係を築くとともに、学習のつまずきが要因と考えられる場合には、学習相談や個別の補習授業などの取組を行う。 2 日頃から児童生徒理解を深めるように努め、児童生徒の悩みや不安を受け止める校内の教育相談体制を整えるとともに、児童生徒との触れ合いを通して、一人一人の表情や言動の変化など、心のサインの把握に努める。 3 児童生徒の集団帰属意識や他人に認められたいという欲求を満たすために、集団宿泊や野外活動などを活用した指導を行う。 4 保護者に対しては、家庭訪問や懇談会等の機会を利用して、児童生徒の性格や発達の段階に応じた児童生徒とのかかわり方について助言し、学校と家庭が協力して児童生徒の成長を見守ることができるよう努める。

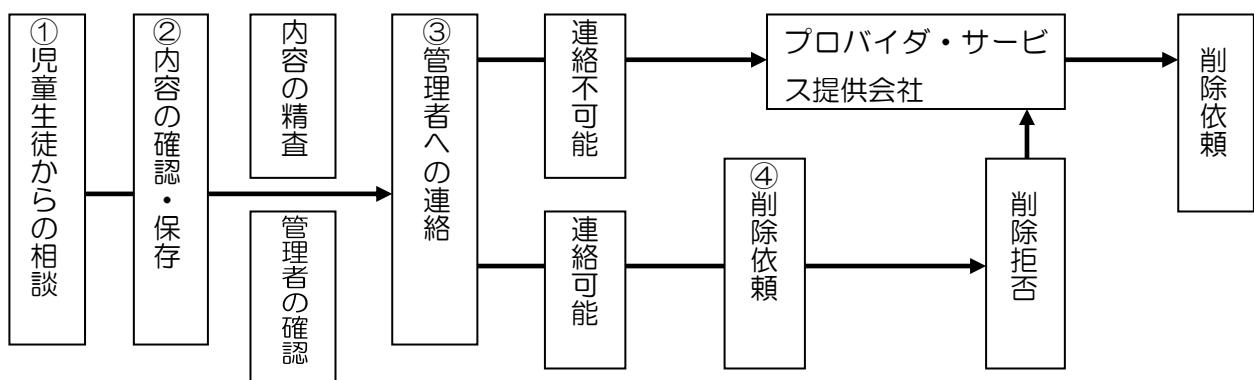
アー⑧ いじめ

○事中	事実発生	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ」とは「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から心理的、物理的な影響を与える行為を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」 なお、起きた場所は学校の内外を問わない。
	報告/生指	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導係への報告 事実の把握：①いつ頃から ②誰がどんなことを ③動機や理由 ④他の子ども達は
	報告/教頭	<ul style="list-style-type: none"> ・全校体制で取り組む ・校内支援委員会で対策を検討 <p>①全教職員へ事実の報告、対策の連絡、協力要請 ②役割分担、保護者、地域社会との連携、学級担任への支援など</p>
	保護者へ対応	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問（複数で、十分な説明と理解） <ul style="list-style-type: none"> ・心を理解する ・落ち度があれば謝罪する ・事実を告げる ・対応の方向性を示す
	子どもへの対応	<p>※いじめられた子どもへ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・つらい気持ちを共感的に理解する ・毎日の生活を見守る ・行動や諸生活での出番を工夫し、存在感・有意感を実感させる配慮をする ・新しい目標や友達関係の再構築を図る支援 ・自己主張できる練習、いじめに対する対処法を身につけさせる <p>※いじめた子どもへ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの事実を確認する ・いじめられている子どもの心の痛みや苦しみを、心情的に理解させる ・子どもの感じていること（不安感）を理解し、ストレスの解消など、根気強く継続した指導を続ける ・自己弁護に注意を傾ける ・対人関係の改善を図る <p>※他の子どもへ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・傍観していても、いじめ同様に許されないという認識を持たせる
○事後		<ol style="list-style-type: none"> 1 事実の記録化 2 生徒指導体制の見直し・強化（児童生徒理解、報告・連絡・相談、いじめ防止の啓発運動、弾力的な対応、保健室の役割）
○予防		<ol style="list-style-type: none"> 1 教育相談（児童生徒觀察の強化、事例研、教育相談） 2 日常的なふれあい（休み時間の過ごし方、一緒に遊ぶ） 3 学習指導の充実（わかる授業、体験的学习、交流學習、指導力向上） 4 家庭・地域社会との連携（PTA活動、情報交換、親子のふれあい、家庭教育力の強化）
○その他		<ul style="list-style-type: none"> ・学校は、「教育活動及び、これに密接に関連する生活関係における児童生徒の安全確保に配慮すべきであり、児童生徒への悪影響ないし危害の発生を未然に防止するため、その事態に応じた適切な措置を講ずる義務がある。」 1994.5.20 東京高裁より

アー⑨ インターネット

○危険性対応	1 個人情報の流出 2 詐謗中傷 3 出会い目的の接触
○状況の把握・対応	1 児童生徒から相談を受けた担任は、詳細を聞き取り、書き込みの内容やURLを確認する。 2 書き込み内容とURLをプリントアウトし保存しておく。 3 聞き取りの際は、必要に応じて児童生徒の心のケアを行う。 4 担任は管理職に報告し、全教職員で共通理解を図るとともに、書き込みの削除と全児童生徒に指導を行う。

【悪質な書き込みへの対応】



※ 「管理者」：プロバイダやサービス提供会社と契約し、実際に電子掲示板等を作成・管理している物

【管理者が削除依頼に応じない場合】

管理者に削除依頼をしても一向に削除がなされない場合は、プロバイダ責任制限法に基づき、プロバイダに削除依頼することができる。

- ①プロバイダのウェブページにアクセスして問い合わせせる。
- ②プロバイダには、対象の具体的なURLや削除を依頼する書き込み内容を伝える。
- ③「違法・有害情報相談センター」に管理者が削除依頼に応じない場合の対応を相談する。

※ トラブルが発生した場合は、警察に相談する。

○全児童生徒への指導	1 インターネット使用に関するマナー向上の指導を行う。 2 困ったときは、直ちに保護者や教職員に相談するよう指導する。 3 他人を誹謗中傷するような書き込みは、名誉毀損や侮辱罪という犯罪であることを指導する。
○保護者への啓発	1 インターネットについての知識、危険性を理解する。 2 子どものインターネット・携帯電話の利用状況を把握し、家庭内でルールを作る。 3 パソコン・携帯電話のフィルタリングを設定し、有害サイト接続を防ぐ。

アー⑩ 万引き

1 発生時の対応ポイント	1 連絡を受けた教職員は名簿で当該児童生徒を確認するとともに、店名、万引きした物品、保護者との連絡状況を確認する。 2 確認の後、速やかに管理職に報告する。 3 教職員を警察に派遣し、状況の詳細な把握に努める。 4 管理職は、関係教職員を招集し、情報収集や以後の対応について確認する。
○状況の把握	
○保護者対応	1 保護者に連絡をとり、状況を説明するとともに、必要に応じて保護者と共に警察に向かう。 2 店に謝罪していない場合には謝罪するよう助言する。 3 保護者と連絡がとれない場合には、学校が当該児童生徒を引き取り、保護者と連絡がとれるまで学校で保護する。
○関係機関との連携	1 警察との連携が必要な場合は、管理職の指示の下、児童生徒指導担当教員等が中心になって行う。
○教育委員会（教育局）への報告	1 事故の概要について、速やかに富良野市教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。
○報道等への対応	1 混乱を避けるため、報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。
2 今後の対応策(未然防止策)のポイント	1 万引きは犯罪であることを当該児童生徒に自覚させる。
○原因の究明・再発防止策の検討	2 保護者が万引きを重大な事件として捉えていない場合は、保護者・子ども共に犯罪を犯したことの重大性を認識させるとともに、再犯防止のため、保護者が子どもに反省を促すよう助言する。 3 行為に至った背景等については、共感的に傾聴するとともに、店への謝罪の方法等について共に考える態度を示す。 4 担任は、声かけなどにより児童生徒Aの心のケアを図る。必要に応じて、スクールカウンセラー等の専門家との連携を図る。
○他の児童生徒への対応	1 事故の記録をもとに、原因や問題点を明らかにし、今後の指導について全教職員の共通理解を図る。 2 万引きは心が不安定な時に起こることが多いため、児童生徒の悩みや不安を気軽に相談できる体制を整えるとともに、日頃から児童生徒との触れ合いを通して、一人一人の表情や言動の変化など、心のサインの把握に努める。 3 教育活動全体を通して、善悪の判断などを身に付けさせる指導を行う。 4 児童生徒の規範意識を醸成するため、保護者に対して、学校だより等を活用した啓発を行うとともに、家庭訪問や懇談会等の機会を利用して、発達の段階に応じた児童生徒とのかかわり方についての情報を提供し、学校と家庭が連携協力して指導できるように努める。 5 保護者や商店店主等を含めた地域ぐるみの組織で、日常的な情報交換や商店街等の巡回指導を行うなど、学校と地域社会が一体となって未然防止に取り組む。
○集団での万引き事故の場合の留意点	1 万引きに関与した児童生徒全員から個別に事情を聴き取るとともに、当事者全員の保護者との話し合いの場をもつ。

アー⑪ 校内の盗難

1 発生時の対応ポイント	1 児童生徒Bの心情を受け止めつつ、盗まれた物や、気付いたときの状況等について事実確認を行うとともに、可能な限り、他の児童生徒などから情報収集する。
○状況の把握	
○指導方針の決定	1 児童生徒Bに対するいじめなどはなかったかなど、盗難の背景を分析する。 2 被害状況、事態の推移等、保護者の意向等から警察との連携について検討する。 3 盗んだ児童生徒を特定しようとする場合は、当該児童生徒を指導するためであることについて、教職員間で共通理解を図る。
○教育委員会（教育局）への報告	1 事故の概要について、速やかに富良野市教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。
○盗んだと考えられる児童生徒への事情聴取	1 状況に応じて盗んだと考えられる児童生徒の保護者に説明し、同意を得た上で、児童生徒の人権やプライバシーに配慮しながら、慎重に事情を聴き取る。その際、心理的な圧迫感を与えないよう配意する。
○盗んだ児童生徒を特定した場合の指導	1 行為に至った背景等について共感的に聴き取るとともに、盗んだ児童生徒に行行為の重大性を認識させ、謝罪等について、共に考えながら指導する。
○被害児童生徒への指導	1 共感的にかかわるとともに、再発防止に向けて真剣に取り組むことを伝える。 2 盗難の事実確認の段階で、被害児童生徒の私物の管理に不十分な点があれば、折を見て指導する。
○学級又は全校の児童生徒への指導	1 被害の程度等により、学級又は全校に指導を行う。その際、児童生徒相互に不信感が生まれたり、憶測により事実が歪曲されたりすることのないように注意する。
○保護者への対応	[被害児童生徒の保護者] 1 学校が把握した事実とこれまでの指導状況や今後の指導方針を説明し、学校の指導に対する理解を求める。 [盗んだ児童生徒の保護者] 1 事実を伝え、謝罪等、今後の対応について協議する。
2 今後の対応策(未然防止策)のポイント	
○再発防止策の検討	1 学級指導を通じて全児童生徒に対し、盗みは犯罪であり、絶対に許されないこととして、盗難事件に対する学校側の断固とした姿勢を示す。 2 不必要な金品等を学校に持ち込まないよう児童生徒に指導するとともに、授業中や部活動中においては貴重品を担任等が預かったりするなど予防策を講じる。
○保護者との連携	1 学級通信や学級懇談会等で情報を提供し、学校の実態や指導方針について理解を得る。 2 保護者に児童生徒の持ち物への関心をもつように呼びかけるとともに、不必要な金品等を学校に持ち込ませないよう依頼する。

アー⑫ 児童生徒の心の健康問題

1 発生時の対応ポイント	1 担任や養護教諭は、児童生徒Cの身体症状や気分の変化、行動面などの心身の健康観察を継続して行う。
○状況の把握	<p>2 養護教諭は児童生徒Cへの健康相談を通して、頭部外傷や脳炎、てんかんなどの後遺症による器質性疾患の有無や心理的な要因・背景を見極めるとともに、医療機関等への照会を行うなどして、対応を検討する。</p> <p>3 担任は、関係教職員や友人から、児童生徒Cの学習状況や家庭環境、友人関係などの情報収集を行う。</p> <p>4 情報収集に当たっては、児童生徒Cの人権やプライバシーに十分配慮するとともに、誤解や偏見による差別、いじめなどの問題行動が生じないよう、他の児童生徒に対する指導を行う。</p> <p>5 管理職は、担任や養護教諭からの報告を受け、全教職員で情報を共有し、共通理解を図るとともに、児童生徒Cへの支援に向けた校内体制を確立する。</p> <p>6 自傷行為や摂食障害を疑わせる身体の異常（手首の傷、吐きだこなど）が見られる場合には、早急に専門医に受診させる。</p>
○関係機関への連携	<p>1 保護者や学校医等との連携の下、児童生徒Cの抱える問題を見極め、医療機関等への受診を促す。</p> <p>2 受診後は保護者の了解の下、医療機関と連携を図りながら、児童生徒Cへの相談・支援を継続する。</p>
○保護者との連携	<p>1 児童生徒Cの支援の在り方についての共通理解を図る。</p> <p>2 家庭における児童生徒Cの様子を注意深く見守ってもらい、情報交換を行う。</p> <p>3 児童生徒Cの心の健康問題で悩んでいる保護者の気持ちを受け入れるなど、保護者に対する支援を行う。</p>
2 今後の対応策(未然防止策)のポイント	1 全ての教職員が児童生徒の心身の発達や疾病等に関する理解を深めるとともに、心の健康に関するチェックリスト等の活用や、日常の健康観察の徹底を図り、心理的ストレスや悩み、いじめ、不登校、虐待や精神疾患など、児童生徒の心の健康問題の早期発見・早期対応に努める。
○未然防止策	<p>2 日頃から、児童生徒との信頼関係を確立し、相談しやすい体制づくりに努める。</p> <p>3 保健学習や保健指導において、心の健康と不安、悩みへの適切な対処の仕方などについて指導するなど、児童生徒への予防教育を行う。</p> <p>4 家庭に対して、児童生徒の心身の健康状態を的確に把握するよう依頼するとともに、保健だより等を通して、心の健康に関する正しい知識や対応方法を周知する。</p>

アー⑬ 児童生徒虐待

1 発生時の対応ポイント	1 児童生徒の体に多数の傷があることを発見した教職員は、児童生徒から経緯等を聞き取る。
○状況の把握	2 速やかに管理職に報告し、管理職は関係職員を招集し、情報を整理して対応について確認する。
○児童生徒への対応	1 心のケアのため、スクールカウンセラーによる面談を行う。 2 児童生徒との信頼関係の構築に努める。
○保護者への対応	1 家庭訪問等により、児童生徒に傷があることについて説明し家庭での状況を把握する。(担任だけでなく管理職を含めた複数の教職員で対応) 2 児童生徒相談所への通告を躊躇することなく、早期の対応を行う。 3 保護者が児童生徒虐待を認めないケースもあることから、事実の確認を十分行ってから対応する。 4 保護者自身が支援を求めている場合には、富良野市福祉部と連携を図り、適宜な相談機関を紹介する。
○関係機関との連携	1 市や児童生徒相談所の役割や児童生徒虐待の取扱いの実態などについて、要保護児童生徒対策地域協議会等、様々な機関を通して、通告等の趣旨の理解を図る。 2 保護者との面談ができない場合は、子どもの健全育成サポートシステムに基づいて警察に情報提供し、協力を依頼する。 3 児童生徒相談所等に速やかに通告する。
○教育委員会への報告	1 児童生徒虐待の概要について、速やかに富良野市教育委員会へ報告し、状況の変化に応じて適宜報告する。
○報道等への対応	1 報道等の窓口は校長（教頭）に一本化 2 児童生徒のプライバシーを守るため、学校や児童生徒が特定されることのないよう照会のあった報道機関に協力を依頼する。
○早期発見の体制	1 学校生活のみならず、家庭訪問を通して児童生徒の状況を把握するとともに、児童生徒がいつでも相談できる雰囲気を醸成する。
○通告体制	1 児童生徒虐待の疑いがある場合で確証がないときであっても、早期発見の観点から、児童生徒相談所への通告や関係機関への連絡・相談を円滑に行うよう連携を十分に図る。
○保護者への啓発	1 保護者に対し、学校だよりや懇談会を通して、子育ての悩み相談の情報を提供するとともに、児童生徒虐待の防止や児童生徒虐待が疑われる場合の関係機関への通告の必要性について啓発する。

アー⑭ 登下校中の突発的な自然災害への対応

1 発生時の対応ポイント	
○状況の把握	<p>1 気象庁が発表する特別警報、警報、注意報等の防災気象情報や道路、避難勧告等の正確な情報を収集するとともに、関係機関への問い合わせ、実際の状況観察などにより、学校周辺の状況をできる限り把握する。</p> <p>2 自然災害の発生を認知した教職員は速やかに管理職に報告し、教職員で分担して児童生徒の安否を確認するとともに、黒板等を活用して対応の状況及び児童生徒に関する情報を共有する。</p>
○登校前、帰宅後の児童生徒・保護者の対応	1 保護者に連絡をして児童生徒が登校前、帰宅後で自宅にいることを確認するとともに、自宅待機や地域の避難所に避難するなど、連絡後の動向予定等を確認する。
○通学途中の児童生徒・保護者への対応	<p>1 保護者や日頃から指導している通学途中の避難できる場所（商店やコンビニエンスストア、子ども110番の家等）に連絡して、通学途中の児童生徒の所在や心身の状況を把握するなどし、所在を確認した場合には確実に安全が確認できるまで待機するよう指示する。</p> <p>2 通学途中の避難できる場所で待機している児童生徒が保護者と連絡がついていない場合には、保護者へ児童生徒の状況を連絡するとともに、引き渡しや登下校の方法を確認する。</p> <p>3 通学途中で所在が確認できない児童生徒がいる場合には、富良野市教育委員会に報告するとともに、警察、消防等の関係機関に捜索を要請する。</p>
○在校している児童生徒・保護者への対応	<p>1 在校している児童生徒を把握し、心身の状況を確認するとともに、学校に待機させる。</p> <p>2 保護者へ児童生徒の状況を連絡し、引き渡しや下校の方法について確認する。</p>
○関係機関との連携	<p>1 警察・・・児童生徒及び教職員の所在や避難状況を連絡し、情報を共有するとともに、所在が確認できない児童生徒の捜索要請、通学途中の避難できる場所に孤立している児童生徒の安全確保についての協力要請を行う。</p> <p>2 消防・・・児童生徒及び教職員の所在や避難状況を連絡し、情報を共有するとともに、負傷した児童生徒の緊急搬送の要請、通学途中の避難できる場所に孤立している児童生徒の避難誘導や救出について協力要請を行う。</p>
○教育委員会（教育局）への報告	<p>1 児童生徒の状況と安全確保に関する対応について、速やかに富良野市教育委員会（上川教育局）に報告し、必要な指示を受ける。特に、児童生徒の所在に関わる情報は隨時報告する。</p> <p>2 富良野市の危機対策担当部局（災害対策本部等が設置されている場合は当該本部等）が把握している自然災害の状況についての情報提供を求める。</p>
○報道等への対応	<p>1 報道機関や関係機関等から児童生徒の所在等について問い合わせがあった場合は、混乱を避けるため、窓口を一本化し、富良野市教育委員会又は管理職が行う。</p> <p>2 記者発表等の報道対応は誤報を避けるため、児童生徒の個人情報の取扱いに十分配慮し、時間を決め、事実確認がとれている内容のみを全ての報道機関に偏りなく回答する。</p>
2 発生後の対応	
○状況の把握	<p>1 学校周辺の状況及び児童生徒の通学路の被災箇所の有無を点検し、児童生徒の通学経路の状況について把握する。</p> <p>2 通学途中の避難できる場所を訪問して、待機している児童生徒を把握し、心身の状況を確認するとともに、保護者に児童生徒の所在を連絡する。</p> <p>3 所在が確認できない児童生徒がいる場合は、引き続き、保護者及び関係機関と連携し、所在確認に努める。</p>

○下校・待機の判断	<p>1 学校や通学途中の避難できる場所から下校させる場合は、通学路の変更、集団下校、教職員の引率、保護者への引き渡し等、安全な下校のための手立てを講じ、保護者に連絡する。また、保護者との連絡が取れない場合には学校に待機させる。</p> <p>2 学校で待機させる場合は、児童生徒を掌握しやすいように集合させる。</p> <p>3 下校が可能になった時点で、保護者への引き渡しや、保護者と下校方法を確認した上で下校させる。</p>
3 自然災害の発生に備えた対応ポイント (1)通学途中の災害発生への基本的な対応	<p>1 あらかじめ富良野市のハザードマップ等を利用して、自然災害に応じた一人一人の通学途中の避難できる場所（近くの公園、高台、津波避難ビル、商店、コンビニエンスストア、子ども110番の家等）を複数以上決めておく、児童生徒がどこに避難するのか、保護者と学校で情報を共有しておく。</p> <p>2 通学途中の避難できる場所までの避難経路について、家族で話し合い、下見をしておくよう保護者に促す。</p> <p>3 一人一人の児童生徒の通学途中の避難できる場所の避難予定者リストを作成しておく。</p> <p>4 児童生徒が安全に避難することができるよう、富良野市教育委員会と連携し、避難できる場所、地域自主防災組織、富良野市の危機管理部局に避難誘導や避難できる場所での対応について協力を依頼しておく。</p>
(2)発生する自然災害に応じた指導	<p>①地震が発生した時の対応 児童生徒が自分自身で状況を判断し安全な行動がとれるよう、次のような対応を指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ あらかじめ決めてある通学途中の避難できる場所（近くの公園、高台、津波避難ビル等）に避難する。 ◇ 津波が来る可能性がある場合は、富良野市が指定する指定緊急避難場所に避難し待機する。 ◇ 揺れが収まったら通学路の安全を確認し、学校か自宅か近い方に避難する。ただし、自宅に保護者が不在の場合は学校に避難する。 ◇ 公共の交通機関を利用している場合は、乗務員の指示に従う。 <p>②落雷、竜巻等突風、局地的大雨等が発生した時の対応 落雷や竜巻等突風、局地的大雨については、局地的な短時間の現象であり、場所と時間を特定した予測が困難であるので、児童生徒が自分自身で状況を判断し安全な行動がとれるよう、次のような対応を指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ あらかじめ決めてある通学途中の避難できる安全な場所（商店、コンビニエンスストア、子ども110番の家等）に移動する。 <p>〈落雷〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 木の下、木の側には避難しない。 ◇ 自転車に乗車中の場合は、すぐに降りて近くの避難できる安全な建物の中に移動する。 ◇ 近くに避難できる安全な建物がない時は低い姿勢（両足をそろえてしゃがむ）をとる。 <p>〈竜巻等突風〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 避難できる安全な建物にたどり着けない時には、側溝やくぼみでうつ伏せになり、両腕で頭と首を守る。 ◇ 風によって飛ばされてくる物に注意する。 <p>〈局地的大雨〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 水辺から離れる。 ◇ 地下室や地下道には避難しない。地下室や地下道にいる場合は、地上に出る。 ◇ マンホールや側溝の蓋が外れることがあるので、水が引くまで道路上を歩かない。 <p>③暴風雪が発生した時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 暴風雪に遭遇した時には、視界不良（ホワイトアウト）により方向感覚

	<p>がなくなり、自分の位置が分からなくなることがあるので、次のような対応を指導する。</p> <p>→近くの避難できる安全な建物の中（商店、コンビニエンスストア、子ども110番の家、その他の人家など）に移動して天候の回復を待つとともに、保護者や学校に連絡する。</p> <p>◇ 近くの避難できる安全な建物の中に移動できない時には、次のように対応を指導する。</p> <p>→一人で歩かず、できるだけ複数で行動する。</p> <p>→歩行中は風によって飛ばされてくる物に注意する。</p> <p>→重ね着や肌の露出を少なくし、体温が低下しないようにする。</p>
(3) 自然災害の発生に備えた安全管理	<p>①地域や通学路の危険箇所の把握</p> <p>◇ あらかじめ富良野市のハザードマップ等を利用して、地域や通学路の危険箇所を把握する。</p> <p>②児童生徒の避難できる場所等の把握や連絡方法の確認</p> <p>◇ 通学路別に通学途中の避難できる場所の避難予定者リスト、避難できる場所を示した安全マップ、避難できる場所の連絡先一覧及び関係機関の連絡先一覧を整備する。</p> <p>◇ 地域の商店やコンビニエンスストア、子ども110番の家、「子どもの安全を守る運動」に参加している事業所等に、児童生徒が避難できる場所としての対応を依頼する。</p> <p>◇ 保護者と連絡網（電子メール等）やWEBページ等を活用した情報の発信を検討する。</p> <p>③スクールバス運行中における自然災害の発生に対応した安全管理</p> <p>◇ 乗車する児童生徒の一覧を作成し、乗務員と共有するとともに、緊急時における乗務員との連絡方法を確認する。</p> <p>◇ 自然災害に応じて、発生時の一時待機場所や待機時の対応について確認する。</p>

アー⑯ その他（クマ出没）

○状況把握・対応	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域の方からの連絡または、児童生徒・教職員がクマを目撃した場合は速やかに管理職に報告する。 2 児童生徒在校時の場合、児童生徒の安全確保をする。 3 警察・市農林課へ通報する。 4 臨時職員会議を開き、今後の対応について決定する。 5 児童生徒へ状況説明と安全指導を行う。 6 保護者へ電話・緊急メールで連絡する。 <p>※バス下校時の近隣出没のケースでは安全が確保されるまで待機させることを基本とする。</p> <p>※登校時の近隣出没ケースではバス降車に職員は付き添う。また、状況によってはバス内待機とする。徒步通学の児童生徒の保護者へは送迎を依頼する。</p>
○関係機関へ報告	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育委員会へ報告 2 PTA会長へ報告

【クマ出没時に下校ができる時】

- ・すぐに家中へ入り戸を閉める。
- ・窓を閉める。
- ・安全確保メールが来るまで外出を控える。または保護者の許可を得てから必要最低限の安全な外出を心がける。

【もしもクマに出会ってしまった】

- ・クマから目を離さず、静かにゆっくりとその場から離れる。
- ・クマとの間に木などの障害物が来るように、静かに移動する。
- ・大声を出したり、走ったりすることは避ける。（クマは素早く動くものに反応する。）

イ 教職員に係る危機事態

イー① 交通事故・交通法規違反

●● 交通違反(飲酒運転) ●●

1 交通三悪

「飲酒運転」、「無免許運転」及び「速度超過」は、死亡事故の発生率が非常に高いことから、交通違反の中でも特に悪質な違反行為とされ「交通三悪」といわれています。

2 北海道飲酒運転の根絶に関する条例(平成27年北海道条例第53号)

この条例は、一日も早く北海道から飲酒運転を根絶し、道民にとって安全で、かつ安心して暮らすことができる社会が実現されるよう、たゆまぬ努力をすることを決意し、道民の総意として制定されたもので、平成27年12月1日から施行されました。

この条例において、「7月13日」を「飲酒運転根絶の日」とし、道及び道民等は、一体となって飲酒運転を根絶するための取組を行うこととしています。

道民一人一人が、飲酒運転の根絶に向けて、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という規範意識を持ち、飲酒運転の防止のために自主的に行動するとともに、道民にその規範意識を定着させるための実効性のある取組が必要です。

教職員一人一人が自らはもとより、同僚も含めた飲酒運転の根絶を決意し、新たに、意識改革の徹底、交通安全運動の実践等の取組を行うため、その取組内容を定めた再発防止策として、道立学校教職員を対象とした「道立学校教職員の飲酒運転根絶に向けた『決意と行動』」を策定(平成28年7月)し、飲酒運転の根絶に向け、一丸となって決意を新たにして再発防止に取り組むこととしております(市町村立学校の教職員の取組については、市町村教育委員会が道立学校に準じた取組を策定し、着実に実施されるよう、北海道教育委員会から市町村教育委員会に対して通知されています。)。

3 飲酒運転

道路交通法は、「何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。」(第65条第1項)としています。

なお、同法において「車両等」は「車両(自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバス)及び路面電車」をいい、「軽車両」には「自転車」が含まれます(第2条第1項第8号、同項第1号及び同項第17号)。

また、飲酒運転は、「酒酔い運転」と「酒気帯び運転」に分けられます。

【「酒酔い運転」と「酒気帯び運転】

○「酒酔い運転」は、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転することです。

○「酒気帯び運転」は、血液1ミリリットル(mL)につき0.3ミリグラム(mg)又は呼気1リットル(L)につき0.15ミリグラム(mg)以上のアルコールを体内に保有して運転することです。

※酒酔い運転は「状態」が基準になり、酒気帯び運転は「数値」が基準になります。例えば、お酒に弱い人が、少量の飲酒により、まっすぐ歩けない状態で運転した場合、酒酔い運転になることがあります。

※注意しなければならない点は、一滴でもお酒を飲んだら運転してはいけないということです。

「正常に運転できる状態であれば、飲酒していても大丈夫」とか、「呼気アルコールが0.15mg/L未満であれば運転してもよい」ということではありません。

飲酒運転を行ったときに問われる責任

(1) 行政上の責任

飲酒運転を行った教職員等に対し、「懲戒処分の指針」では標準的な例として次のように定めています。

- | |
|---|
| 1 交通事故・交通法規違反 |
| (1) 飲酒運転(酒酔い運転・酒気帯び運転)及び無免許運転 |
| ア 酒酔い運転の場合・・・免職 |
| イ 酒気帯び運転及び無免許運転の場合 |
| (ア) 人を死亡させた場合・・・免職 |
| (イ) 人に傷害を負わせた場合又は物損事故を起こした場合・・・免職又は停職 |
| (ウ) 上記以外の場合・・・免職又は停職 |
| ウ 飲酒運転を知りながら同乗し、又は運転することを知りながら飲酒を勧めた場合・・・免職又は停職 |

(2) 刑事上の責任

次のような行政処分及び刑事処分があります。

【道路交通法・道路交通法施行令】 (前歴や累積点数により異なります)

区分	状態等	行政処分			罰則
		点数	内容	欠格期間 停止期間	
酒酔い運転	アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態	35点	免許取消	3年 (欠格)	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
酒気帯び運転	呼気中アルコール濃度 0.25mg/1以上	25点	免許取消	2年 (欠格)	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	呼気中アルコール濃度 0.15mg/1以上 0.25mg/1未満	13点	免許停止	90日 (停止)	

区分	罰則
酒気を帯びている者で飲酒運転をすることとなる おそれがあるものに対し車両を提供した場合	酒酔い運転 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
運転することとなるおそれがある者に対し酒類を 提供し、又は飲酒をすすめた場合	酒酔い運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	酒気帯び運転 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金
車両の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、当該運転者に対し、当該車両を運転して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が飲酒運転する車両に同乗した場合	酒酔い運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	酒気帯び運転 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

【自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律】

罪名	行為	態様	罰則
自動車運転過失致死傷罪	自動車の運転上必要な注意を怠った	人を死傷	7年以下の懲役若しくは禁固又は100万円以下の罰金
危険運転致死傷罪	アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行	人を負傷	15年以下の懲役
		人を死亡	1年以上の懲役

●● 交通違反(無免許運転) ●●

1 交通三悪

「飲酒運転」、「無免許運転」及び「速度超過」は、死亡事故の発生率が非常に高いことから、交通違反の中でも特に悪質な違反行為とされ「交通三悪」といわれています。

2 無免許運転

道路交通法は、「何人も、(中略)公安委員会の運転免許を受けないで、自動車又は原動機付自転車を運転してはならない。」(第64条)としています。

「免許を受けないで」運転するとは、

- ①現在まで一度も運転免許を交付されたことのない者が運転する場合
 - ②運転免許が取り消された後、改めて交付される前に運転する場合
 - ③運転免許の停止中に運転する場合
 - ④更新期日経過などによる有効期限切れの運転免許証により運転する場合
- などがあります。

3 無免許運転を行ったときに問われる責任

(1) 行政上の責任

無免許運転を行った教職員に対し、「懲戒処分の指針」では標準的な例として次のように定めています。

1 交通事故・交通法規違反
(1) 飲酒運転(酒酔い運転・酒気帯び運転)及び無免許運転
イ 酒気帯び運転及び無免許運転の場合
(ア) 人を死亡させた場合・・・免職
(イ) 人に傷害を負わせた場合又は物損事故を起こした場合・・・免職又は停職
(ウ) 上記以外の場合・・・免職又は停職

(2) 刑事上の責任

次のような行政処分及び刑事処分があります。

【道路交通法】

区分	罰則
無免許運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
無免許運転をするおそれのある者に車両を提供した者	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
無免許運転をすることを知りながら運転を要求又は依頼して、その無免許運転の車両に同乗した者	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

【自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律】

危険運転致死傷罪や過失運転致死傷罪など「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」に規定する犯罪を犯した者が、その罪を犯した時に無免許運転をしたものであるときは刑が加重されます。

(3) 民事上の責任

人身・物損事故が伴う場合は、損害賠償責任も問われることがあります。

●● 交通違反(速度超過) ●●

1 交通三悪

「飲酒運転」、「無免許運転」及び「速度超過」は、死亡事故の発生率が非常に高いことから、交通違反の中でも特に悪質な違反行為とされ「交通三悪」といわれています。

2 速度超過

道路交通法は、「車両は、道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においてはその最高速度を、その他の道路においては政令で定める最高速度をこえる速度で進行してはならない。」(第22条)としています。

3 速度超過と死亡事故の発生状況(以下「北海道警察速度管理指針(平成28年3月)」北海道警察HPから)

北海道では、他の都府県と比較して多くの交通死亡事故が発生しており、その多くに速度超過が認められますので、総合的な対策を実施して、速度超過に起因する交通事故の防止と事故発生時の被害軽減を図る必要があります。

(1) 交通死亡事故の発生状況

道内における交通死亡事故を走行速度の観点から分析すると、次のような特徴が認められます。

○交通死亡事故の第一当事者の4割(41%)に速度超過が認められます。

○最高速度違反を原因とする交通死亡事故の割合は、全国平均の2倍(北海道10.6%、全国5.2%)と高くなっています。

(2) 走行速度と交通事故の関係

事故直前の速度と交通事故には、次のような関係が認められます。

○事故直前の速度が高くなればなるほど致死率は高くなり、

・時速60kmを超え70km以下では、人身事故の7件に1件

- ・時速 70km を超え 80km 以下では、人身事故の5件に1件
- ・時速 80km を超え 90km 以下では、人身事故の3件に1件
- ・時速 90km を超え 100km 以下では、人身事故の2件に1件が死亡事故となっています。

(3) 速度遵守による被害軽減の可能性

速度超過がなければ致死率は低く、逆に速度が超過すればするほど致死率が高くなることから、速度遵守により被害軽減の可能性が高くなります。

○時速 10km 以下の速度超過がある交通事故は、速度超過がない交通事故と比較して致死率が8倍になります。

○時速 10km を超え 20km 以下の速度超過がある交通事故は、速度超過がない交通事故と比較して致死率が 14 倍になります。

○時速 20km を超え 30km 以下の速度超過がある交通事故は、速度超過がない交通事故と比較して致死率が 30 倍になります。

○時速 30km を超える速度超過がある交通事故は、速度超過がない交通事故と比較して致死率が 59 倍になります。

4 速度超過を行ったときに問われる責任

(1) 行政上の責任

速度超過を行った教職員に対し、「懲戒処分の指針」では標準的な例として次のように定めています。

1 交通事故・交通法規違反
(1) 飲酒運転(酒酔い運転・酒気帯び運転)及び無免許運転 (略)
(2) 速度超過
ア 人を死亡させた場合 (ア) 30km(高速道路では40km)以上の速度超過・・・免職 (イ) 30km(高速道路では40km)未満の速度超過・・・停職
イ 人に傷害を負わせた場合 (ア) 30km(高速道路では40km)以上の速度超過・・・免職又は停職 (イ) 30km(高速道路では40km)未満の速度超過・・・減給
ウ 上記以外の場合 (ア) 50km以上の速度超過・・・停職 (イ) 40km(高速道路では45km)以上50km未満の速度超過・・・減給 (ウ) 30km以上40km未満(高速道路では40km以上45km未満)の速度超過 ・・・戒告

(2) 刑事上の責任

道路交通法による行政処分があります。特に、超過速度が 30km を超える場合(一般道)は、罰金刑が科せられるとともに、運転免許停止処分を受けることになります。

また、人を死傷させた場合は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の適用を受ける場合があります。

(3) 民事上の責任

人身・物損事故が伴う場合は、損害賠償責任も問われることがあります。

●● 交通事故 ●●

1 交通事故

道路交通法において、交通事故は「車両等の交通による人の死傷若しくは物の損壊」(第 67 条第2項)とされています。

また、同法で、「車両等」は「車両又は路面電車」をいい、さらに「車両」は「自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバス」をいい、「軽車両」には「自転車」が含まれることから、「車両等」には「自転車」が含まれることになります。

自動車を運転する時のみならず、自転車を運転する時も、交通法規の遵守に努め、安全運転を心がけなければなりません。

2 交通事故の場合の措置

道路交通法において、交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員は、次の5つの措置をとる義務が課されています(第72条)。

1	直ちに車両等の運転を停止させる義務
2	負傷者を救護する義務
3	道路における危険を防止する等の措置を講じる義務
4	警察官へ報告する義務
5	上記の報告を受けた警察官から、警察官が現場に到着するまで運転手が現場を去ってはならないと命ぜられた場合は、その命令に従う義務

3 交通事故を起こしたときに問われる責任

(1) 行政上の責任

交通事故等を起こした職員に対し、「懲戒処分の指針」では標準的な例として次のように定めています。

1	交通事故・交通法規違反
(1)	飲酒運転(酒酔い運転・酒気帯び運転)及び無免許運転 (略)
(2)	速度超過 ア 人を死亡させた場合 (ア) 30km(高速道路では40km)以上の速度超過・・・免職 (イ) 30km(高速道路では40km)未満の速度超過・・・停職 イ 人に傷害を負わせた場合 (ア) 30km(高速道路では40km)以上の速度超過・・・免職又は停職 (イ) 30km(高速道路では40km)未満の速度超過・・・減給
(3)	救護義務違反(ひき逃げ)等 ア 救護義務違反(ひき逃げ)・・・免職 イ あて逃げ・・・免職又は停職
(4)	上記以外の違反による人身事故 ア 人を死亡させた場合・・・停職 イ 人に傷害を負わせた場合・・・減給又は戒告

(2) 刑事上の責任

刑法や自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律に抵触すると、刑事処分を受けるます。また、道路交通法上の措置義務違反がある場合は、同法による刑事処分も受けます。

(3) 民事上の責任

損害賠償責任を問われることがあります。

●● わいせつ行為 ●●

1 わいせつ行為

わいせつ行為は、児童生徒の心に大きな傷を負わせるだけでなく、学校教育に対する保護者や地域社会の信頼を著しく失墜させる行為であり、決して許されるものではありません。

北海道教育委員会としては、わいせつ行為を行った教職員は原則として懲戒免職とするなど厳正に対処しております。この場合、教育職員免許状が失効するとともに、そのほとんどのケースで退職手当が支給されず生活基盤を失うなど大きな影響を受けることに加え、教職員本人にとっても刑事責任を問われる場合があります。

懲戒処分の指針では、「わいせつ行為」とは、「刑法」「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」「軽犯罪法」「ストーカー行為等の規制等に関する法律」「北海道青少年健全育成条例」「北海道迷惑行為防止条例」などに違反するわいせつな行為(のぞき・盗撮及び痴漢行為を含む)としています。

具体的には、強制わいせつ、強姦、痴漢行為、淫行、わいせつ物の頒布・陳列、盗撮、のぞき、児童買春などが挙げられます。

2 わいせつ行為をしたときに問われる責任

(1) 行政上の責任

わいせつ行為をした教職員に対し、「懲戒処分の指針」では標準的な例として次のように定めています。

2 わいせつ行為及びセクシュアル・ハラスメント

(1) 児童生徒に対する行為

ア わいせつ行為を行った場合(同意の有無を問わない。)・・・免職

(2) 上記以外の者に対する行為

ア わいせつ行為を行った場合・・・免職

(2) 刑事上の責任

関係法令に抵触する場合、刑事処分を受けます。

(3) 民事上の責任

損害賠償責任を問われることがあります。

●● セクハラ ●●

1 セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメント(以下「セクハラ」という。)は、個人としての尊厳を不适当に傷つけるばかりでなく、職場の秩序や業務の遂行を阻害する問題として、社会的にも許されない行為です。

性に関する言動の受止め方には個人間や男女間で差があり、たとえ親しさを表す言動であっても、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせてしまうことがあります。また、セクハラを受けた者が、職場の人間関係等を考え、拒否することができない場合もあり得ます。

「相手が許容するだろう」、「相手が明確に拒否していないからいいだろう」などという勝手な思い込みは禁物です。

特に、児童生徒に対するセクハラは、指導する側と指導される側という関係のもと、教職員の優越的な立場を利用するものであって悪質性が高く、極めて重大な非違行為であり、児童生徒や保護者、地域等の学校に対する信頼を著しく損なうものです。

懲戒処分の指針では、セクハラとは、「他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動をいい、わいせつな発言、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等がこれに当たる。なお、児童生徒に対する性的な言動は、自校、他校の別を問わない。」としています。

2 セクハラ行為をしたときに問われる責任

(1) 行政上の責任

セクハラ行為をした教職員に対し、「懲戒処分の指針」では標準的な例として次のように定めています。

2 わいせつ行為及びセクシュアル・ハラスメント
(1) 児童生徒に対する行為
イ セクシュアル・ハラスメントを行った場合・・・免職、停職又は減給
(2) 上記以外の者に対する行為
イ セクシュアル・ハラスメントを行った場合・・・停職、減給又は戒告

(2) 刑事上の責任

関係法令に抵触する場合、刑事処分を受けます。

(3) 民事上の責任

損害賠償責任を問われることがあります。

イー③ 体罰

●● 体罰 ●●

1 体罰

学校における児童生徒への体罰は、法律(学校教育法第11条)により禁止されています。

通常、体罰と判断されると考えられる行為には、身体に対する侵害を内容とするものと、肉体的苦痛を与えるようなものがあります。

校長及び教員(以下「教員等」という。)は、いかなる場合も体罰を行ってはならず、違法行為である体罰を行った場合は、教員等が以下に示すような責任を負うばかりでなく、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させることになります。

2 体罰に関する基本認識を深める必要性(「学校教育資料望ましい指導の在り方一体罰の根絶を目指してー」(平成25年6月北海道教育委員会)を十分活用して)

体罰は、いかなる理由があっても絶対に許されない行為であるにもかかわらず、学校現場では依然として、感情的になって児童生徒をたたくといった事案が後を絶たないほか、過去に体罰で懲戒処分を受けた教員等が繰り返し体罰を行う事案が相次いで発生しています。

さらに、体罰事故について教育委員会に報告しなかったことや、同一校で繰り返し体罰が行われたことにより、管理監督者を懲戒処分とする事案も発生しています。

こうしたことから、「学校教育資料望ましい指導の在り方一体罰の根絶を目指してー」(平成25年6月北海道教育委員会)を十分に有効活用して、授業や部活動での効果的な指導について全教員等を対象とした校内研修等の取組を確実に実施し、体罰防止に係る教員等の基本認識を深めるとともに、速やかな体罰把握のための校内体制の整備・点検を行う必要があります。

※ 「学校教育資料望ましい指導の在り方一体罰の根絶を目指してー」は、北海道教育委員会のホームページ(<http://www.dokyo1.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/nozomashiishidounoarikata.htm>)からダウンロードできます。

3 コミュニケーション能力向上の必要性(「校内研修資料教師と児童生徒間の望ましいコミュニケーションの在り方～体罰事故等を回避するための危機回避(リスクヘッジ)能力について～」(平成29年3月北海道立教育研究所研究・相談部)を十分活用して)

上記2の資料は、体罰に関する法令等や事例を理解し、未然防止のための指導技術に関する基本的な知識を習得すること等を主眼としているのに対し、この研修資料は、児童生徒へのるべき接し方を理解し、コーチングや解決志向アプローチ、アサーショントレーニングなどといった指導技術を習得することにより、コミュニケーション能力をより一層向上させること等を主眼としています。

この研修資料を有効に活用して教員等が指導技術を習得し、コミュニケーション能力のより一層の向上

を通じて、児童生徒とのより望ましい関係の構築を図ることによって、体罰の防止につなげていくことが重要です。

※ 「校内研修資料教師と児童生徒間の望ましいコミュニケーションの在り方～体罰事故等を回避するための危機回避(リスクヘッジ)能力について～」は、北海道立教育研究所のホームページ(<http://www.doken.hokkaido-c.ed.jp/counseling/>)研究相談部資料/?action=cabinet_action_main_download&block_id=939&room_id=1&cabinet_id=16&file_id=3409&upload_id=4323)からダウンロードできます。

4 体罰をしたときに問われる責任

(1) 行政上の責任

体罰をした教員等に対し、「懲戒処分の指針」では標準的な例として次のように定めています。

3 体罰

- (1) 体罰を加え、児童生徒を死亡させ、又は重大な傷害を負わせた場合
・・・免職又は停職
- (2) 体罰を加え、児童生徒に傷害を負わせた場合・・・停職又は減給
- (3) 上記以外の体罰を加えた場合・・・戒告
- (4) 体罰の方法や程度、人数、回数などにより加重する場合がある。

(2) 刑事上の責任

暴行罪や傷害罪など刑法の規定に抵触し、刑事処分を受ける場合があります。

(3) 民事上の責任

損害賠償責任を問われることがあります。

イー④ 欠勤

●● 欠勤等(職務専念義務違反) ●●

1 欠勤

教職員は、法律又は条例に特別の定めがあって例外が認められる場合のほか、その勤務時間中は、職務上の注意力のすべてを自己の職務遂行のために用い、教職員が勤務する学校のなすべき責を有する職務にのみ従事しなければなりません(職務専念義務。地方公務員法第35条)。

この法律又は条例に特別の定めがあって例外が認められる場合としては、休暇、休日、育児休業、休職、停職等が挙げられます。

このような正当な理由がなく勤務を欠く場合、非違行為として懲戒処分の対象となります。

2 勤務時間中の私的なSNS利用、メール、インターネットの閲覧

近年、利用者が増加しているフェイスブック、ライン等のソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)は、手軽に操作でき、比較的短時間での利用が可能です。また、職場のパソコンや個人のスマートフォンを使ってのメール送受信やインターネット閲覧なども容易に行うことができます。

これらの行為を勤務時間中に私的にすることは、例え短時間であったとしても、上記1の職務専念義務に違反する違法行為であり、懲戒処分の対象になります。

3 欠勤したときに問われる責任

欠勤した教職員に対し、「懲戒処分の指針」では標準的な例として次のように定めています。

8 欠勤

正当な理由なく勤務を欠いた場合

- (1) 11日未満・・・減給
- (2) 11日以上21日未満・・・停職又は減給
- (3) 21日以上・・・免職又は停職

●● 個人情報の紛失等 ●●

1 個人情報の紛失、流失又は盗難

個人情報の適切な管理については、これまで厳正に指導してきたところですが、依然として個人情報の紛失、流失又は盗難(以下「個人情報の紛失等」という。)が後を絶たない状況です。

個人情報の紛失等は児童生徒や保護者のプライバシー侵害であり、個人情報の紛失等により詐欺などの二次的な被害をもたらすおそれがあることなどから、個人情報は、特に慎重な取扱いが求められます。

2 個人情報の紛失等をしたときに問われる責任

(1) 行政上の責任

個人情報の紛失等をした教職員に対し、「懲戒処分の指針」では標準的な例として次のように定めています。

9 個人情報の紛失、流失又は盗難

職務上収集した個人情報を許可なく持ち出し、相応の注意義務を怠って紛失し、又は流失させ、若しくは盗難にあった場合・・・減給又は戒告

(2) 刑事上の責任

関係法令に抵触する場合、刑事処分を受けます。

(3) 民事上の責任

損害賠償責任を問われることがあります。

3 児童生徒及び保護者との連絡手段について (R2 追記)

(1) 基本原則

原則として、教育活動に係る諸連絡等については、保護者を通じて行い、職員と児童生徒との間において、携帯電話やメール等の利用は行わないこととする。また、職員は、児童生徒及び保護者の携帯電話等に個人の携帯電話等を用いて連絡することを禁止する。

(2) 電話番号等の取得及び提供

職員は、公務運営上、教育活動に関して必要な場合に限り、児童生徒及び保護者から携帯番号等の個人情報を取得し、または自らの携帯電話等の個人情報を児童生徒へ提供することができる。その際には、管理職の許可を必要とする。

- ・児童生徒及び保護者から取得または提供できる情報は、携帯電話番号と電子メールアドレスとする。
- ・取得または提供できる児童生徒の範囲は担任する学級の児童生徒と課外活動で引率する児童生徒とする。

(3) 利用の範囲

携帯電話等を利用する範囲は、①非常災害に係る場合、②健康・衛生に係る場合、③進路指導・生徒指導等において急を要する場合、④授業の実施に係る場合とする。

(4) 児童生徒からの個人的な相談等

児童生徒からの相談等については、原則、学校で複数の職員により対面。対話にて対応すること。

A小学校の第6学年に転入してきた児童Bの保護者から教頭に申し出があり、当該保護者の元配偶者に児童BがA小学校に在籍していることを知られないよう配慮してほしい旨の申し出があった。

1 対応のポイント

状況の把握

- ・校長は、当該保護者から経緯等を把握するとともに、保護者の了解を得て、関係職員と情報を共有し、以後の対応について確認する。

学校の対応

- ・当該児童生徒への対応について、サポート体制を構築し、保護者の理解を得ておく。
- ・例えば、下足ロッカーや教室、廊下などに児童生徒Bの在籍を確認できるような要素（名札等）がないよう配慮する。
- ・名簿などの記載や、写真・卒業アルバムの取扱いなどについて配慮する。
- ・授業や行事などの写真撮影、学校ホームページへの掲載などについて、個人が特定されないよう配慮する。
- ・児童生徒Bの住所や電話番号等が他者の目に触れないよう、金庫などに保管する。

児童生徒への対応

- ・心のケアのため、スクールカウンセラー等による面談を行う。
- ・面談において何も話したがらないことが考えられることから、児童生徒Bとの信頼関係の構築に努める。

保護者への対応

- ・学校の対応について、事前に保護者に説明し、了承を得る。

※保護者が既に支援を受けている場合、関係機関と連携を図る。

※保護者自身が支援を求めている場合には、市町村の福祉部等と連携し対応する。

校舎内に入って子どもを探そうとした場合

- ・学校安全の面からも不適切であることから制止する。
- ・暴言・威嚇などで教職員では対処できない場合、警察に通報する。
- ・接近禁止命令が出ている場合、直ちに警察や保護施設（母子生活支援施設・婦人相談所・民間シェルターハウス）に連絡する。
- ・当該児童生徒の兄弟姉妹が通う学校・幼稚園・保育所に連絡する。

日常的に配慮しておくこと

- ・学級の子どもから当該児童生徒の存在が漏れることも想定されることから、平素から全児童生徒に対して、「知らない人から友達のこと（友達の名前・住所・電話番号・保護者の名前など）を尋ねられても「わかりません」と答えるような指導を行っておく。

教育委員会（教育局）への報告

- ・管理職は、児童生徒Bに関する状況について市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

外部からの問合せがあった場合

- ・「〇〇という子供はいないか?」「そちらに〇〇という子供がいると思うが…」「〇〇は自分の子供だが呼んでくれないか」といった問合せや申し入れには、「在籍についても回答できない」旨を伝える。（「そのような子供はいない」と答えた場合、「そちらにいることは目撃しているのにいないとはどういうことか?」といったやりとりも懸念されるので注意する必要がある。）

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

的確な状況の把握

- ・日常から、学校生活のみならず、当該保護者との面談等を通して児童生徒Bの状況を把握するとともに、児童生徒Bの心のケアを行うとともに、いつでも相談できる雰囲気を醸成する。

不審者の侵入防止体制の整備

- ・元配偶者からの学校への暴言や威嚇など教職員では対応することができない場合を想定し、保護者の理解を得たうえで警察（生活安全課）と情報を共有する。

3 関係法令等

【法令等】

- ・地方公務員法第34条1項
- ・北海道個人情報保護条例第2条
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条

令和4年7月追録